

住宅火災について

平成29年中の火災件数は321件で、
そのうち住宅火災は152件（47.4%）となっています。

住宅火災の主な出火原因は…

1位 こんろ

《火災事例》

調理が終わり、消したつもりで別室にてテレビをみていたら、気付いたときには天ぷら鍋から炎が上がっていた。

《対策》

調理中は決して離れない。過熱防止装置付（SIセンサー）
こんろを使用する。



2位 たばこ

《火災事例》

たばこの吸い殻が確実に消えたことを確認せずにゴミ箱に捨てた。
時間が経過して、外出中に部屋が全焼した。

《対策》

吸い殻は確実に消火して捨てる。灰皿にため込まない。



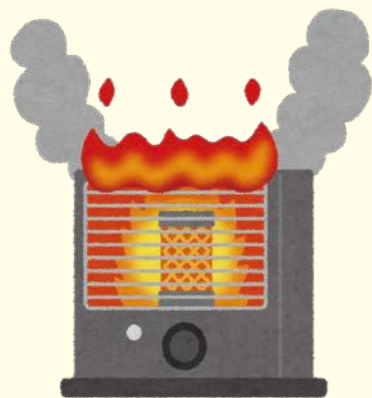
3位 放火

《火災事例》

ごみ出し指定日以外にごみを出したら、
火を付けられた。

《対策》

ごみなどは決まった日に出し、放火されにくい環境を作る。



これからの季節は暖房器具を使用する頻度が多くなり、
ストーブ火災が多く発生しています。

ストーブは使用方法を守り、燃えやすいものから
離れた位置で使用しましょう。

（ストーブ火災予防のポイント）

- つけたまま寝るのは危険！寝るときはストーブを消してから寝ましょう。
- 火をつけたままの給油は危険！給油をするときは火を消してから。
- ストーブの近くに洗濯物を干さない！洗濯物に火がうつることがあります。

市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901（業務課） <http://www.nicety.or.jp/> 発行日/平成30年12月15日

「収入認定通知書」についてのお知らせ

平成31年4月から1年間の家賃を、平成31年1月
下旬頃に『収入認定通知書』（収入基準を超えた世帯
には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認
定通知書』）でお知らせしますので、同封の「収入認
定通知書の見方」を参考にご確認ください。

また、内容にご意見等がある場合は、各通知書を受
け取った日の翌日から30日以内に下欄の問い合わせ
先にご連絡ください。

※ 退職・転職などにより世帯所得額が変更になった
場合や、出生・転出などがあつた場合は家賃の見直
しができる場合があります。



収入申告書未提出の世帯は、すみやかに提出をお願いします。

収入申告書を未提出の世帯は、平成31年4月から最高額の家賃となります。

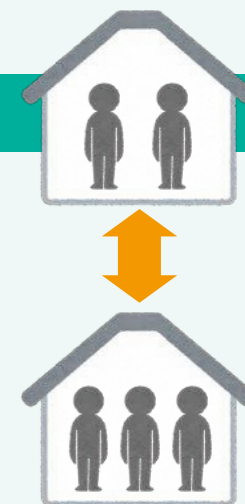
また、同居承認の手続きや、失業や退職に伴う家賃減免などをご利用される場合も収入申告書の提出が必要となります。なお、家賃の滞納があるときや、名義変更などの必要な手続きがお済みでない場合は、収入申告書を受け付けられないことがあります。

入居者に異動があつたときはすぐに届出・申請を

入居者に異動（出生、転出、死亡）がある場合は、区役所にて行う手続きとは別に、市営住宅センターへの届出が必要です。また、新たに同居させる場合は、事前に申請のうえ市長の承認を受ける必要があります。

各種手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。

なお、名義変更などの必要な手続きをされていない場合は、最高額の家賃となる場合や、住宅の「明渡し請求」を行う場合があります。



お問い合わせは

業務課 調査係

または

住宅管理課 管理第2係

092-271-0901

092-283-1313

収入超過者世帯・高額所得者世帯について

市営住宅は、低額所得者のための住宅であり、世帯の収入について基準（右の表を参照）があります。

収入超過者世帯は、**住宅明渡し**の努力義務や**割増額**が生じます。

高額所得者世帯は、期限を定めて**明渡し**を請求されます。

義務の履行や手続き等についてご理解とご協力をお願いします。

なお、UR都市機構の賃貸住宅への案内を希望される場合は、下欄の問い合わせ先にご連絡ください。

| 世帯 | 政令で定める月額収入基準 | |
|-------------------|--------------|------------|
| | 収入超過者世帯 | 高額所得者世帯 |
| 一般世帯 | 158,001円以上 | 313,001円以上 |
| 高齢者・障がい者などの世帯 | 214,001円以上 | |
| 中学生以下の児童がいる世帯 | 259,001円以上 | |
| 18歳未満の児童が3人以上いる世帯 | | |
| ひとり親世帯 | | |
| 妊婦がいる世帯 | | |
| 漁村向け住宅に入居している世帯 | | |

お問い合わせは

業務課 調査係 **092-271-0901**
または
住宅管理課 管理第2係 **092-283-1313**

共益費は必ず納めましょう

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。

- 市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所等の共同施設の使用に要する費用（電気・ガス・水道など）
- 共同施設の軽微な修繕費用
- ごみ置場等共同施設にかかる汚物やごみの処理、清掃に要する費用

上記のような共同生活に必要な費用は、入居者全員の負担になります。

これらの費用については、入居者によって構成されている管理組合（自治会等）が決定し、共益費として徴収し、電力会社などの支払先に直接払っていただいています。共益費が不足したり、未払いがあるとみなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合（自治会等）に共益費をお支払いください。

お問い合わせは

業務課 管理支援係へ **092-271-3560**

◆共益費が未払いになると…◆

平成30年4月1日から福岡市営住宅条例施行規則を改正し、共益費を長期間負担しないことにより、他の入居者に必要以上の費用の負担等をさせ、共同生活の維持を妨げる行為等をされる方に対しては、「**改善措置の勧告**」や、住宅の「**明渡し請求**」を行う場合があります。

（※共益費の未払いにより、他の入居者にとって迷惑となる行為は、是正指導の対象となっています。）

お問い合わせは

住宅管理課 企画係へ **092-271-2551**

野良猫にエサを与えないでください!

野良猫にエサを与えることで市営住宅センターには様々な苦情が寄せられています。

『エサがあるため、新たな猫が寄ってきて野良猫が増えた』

『野良猫から車を傷つけられた』

『エサを狙ってカラスが増えた』

『フンや抜け毛などでアレルギー症状が出た』など。

市営住宅敷地内で野良猫にエサを与えると、他の入居者の方に大変迷惑をかけることとなりますので絶対にやめてください。

同じようにハトやスズメなどにもエサを与えないでください。



お問い合わせは

業務課 指導係 **092-271-2558**
または
業務課 適正管理係 **092-271-2563**

仕事や生活にお困りの方は

「福岡市生活自立支援センター」にご相談を

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市在住の方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「家賃を滞納している」「年金を受給しているが、もう少し収入が必要」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

●福岡市生活自立支援センター

所在地：福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階

電話番号：0120-17-3456（フリーダイヤル）

ホームページ：<http://jiritsu-support.fukuoka.jp/>

開館時間：9:00～17:00

休館日：土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）

お待たせしないためにも、相談は事前のご予約をお願いしております。まずは、お気軽にお電話ください。

